

山梨県公報

号外第十四号

平成二十五年

三月十三日

水曜日

目次

条例

- 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県障害者自立支援対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例……………六

条例のあらまし

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(人事課)

- 1 知事及び副知事の給料を減額するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 知事の給料月額を十分の三減額している現行の措置に加え、平成二十五年四月一日から六月間、十分の三を減額する措置を講ずることとした。
 - (二) 副知事の給料月額を百分の七減額している現行の措置に加え、平成二十五年四月一日から三月間、十分の一を減額する措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)(人事課)

- 1 一般職の県職員の退職手当の改定等に鑑み、知事等の退職手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
 - (一) 知事 ○・六二 ○・五二
 - (二) 副知事 ○・四五 ○・三八
 - (三) 教育長 ○・二七 ○・二三
 - (四) 常勤監査委員 ○・一四 ○・一一
 - (五) 公営企業管理者 ○・二八 ○・二四

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例(条例第五号)(議会)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償の支給対象者に、次の者を加えることとした。
 - (一) 本会議での公聴会に参加した利害関係人等
 - (二) 議会の求めに応じて本会議に出頭した参考人

2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第六号)(消費生活安全課)

- 1 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第七号)(長寿社会課)

- 1 介護職員処遇改善等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年十二月三十一日から平成二十六年十二月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第八号)(長寿社会課)

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。

<p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(条例第九号)(児童家庭課)</p> <p>1 子どもを安心して育てることができ環境を整備するための事業を円滑に実施するため、基金の対象事業に、子ども・子育て支援に係る新たな業務を円滑に実施するための事業を追加することとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十号)(児童家庭課)</p> <p>1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(障害福祉課)</p> <p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十五年十二月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第十二号)(障害福祉課)</p> <p>1 地域自殺対策強化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十三号)(医務課)</p> <p>1 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十四号)(労政雇用課)</p> <p>1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行うこととした。</p> <p>(一) 介護を担う人材の確保を図るための事業を新たに実施するため、基金の設置の目的を改めることとした。</p>

<p>(二) 条例の失効期日を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改めることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例(条例第十五号)(私学文書課)</p> <p>1 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る新たな制度の円滑な実施を図るための特例の措置に係る事業(特例措置事業)を行うため、次の改正を行うこととした。</p> <p>(一) 平成二十四年度及び平成二十五年年度に限り、基金は、特例措置事業に必要な経費の財源に充てる場合も処分することができることとした。</p> <p>(二) 特例措置事業は、他の基金事業と区分して経理を行うこととした。</p> <p>(三) 特例措置事業に係る経理については、平成二十六年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付することとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十六号)(産業政策課)</p> <p>1 独立行政法人日本貿易振興機構山梨事務所の用に供するため、県立産業展示交流館の小会議室を廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、平成二十五年三月十五日から施行することとした。</p>	<p style="text-align: center;">条 例</p> <p>山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十五年三月十三日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>山梨県条例第三号</p> <p>山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正)</p> <p>第一条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例(昭和二十六年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十一項中「前項」を「附則第十項から前項まで」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十項の次に次の三項を加える。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

11 平成二十五年四月一日から同年七月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、百二十五万円から前項の規定により減すべき額及び百二十五万円の十分の三に相当する額の合計額を減じて得た額とする。

12 平成二十五年八月一日から同年九月三十日までの期間に係る知事の給料月額、第二条の規定にかかわらず、百二十五万円から百二十五万円の十分の三に相当する額を減じて得た額とする。

13 平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る副知事の給料月額は、第二条の規定にかかわらず、九十六万円から九十六万円の十分の一に相当する額を減じて得た額とする。

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)
第二条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中、「平成二十五年七月」を、「平成二十五年三月」に改め、同項中、「平成二十五年七月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改め、附則に次の三項を加える。

7 平成二十五年四月から同年六月までの間における特例)
平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの間においては、第一条中、「別表の給料の表」とあるのは、「別表の給料の表並びに附則第十一項及び第十三項」と、「百分の十を乗じて得た額」とあるのは、「百分の十を乗じて得た額」とあり、百分の七を乗じて得た額及び同条例附則第十三項の規定により減すべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。

8 平成二十五年七月一日から同年三十一日までの間においては、第一条中、「別表の給料の表」とあるのは、「別表の給料の表及び附則第十一項」と、「百分の十を乗じて得た額」とあるのは、「百分の十を乗じて得た額及び同条例附則第十一項の規定により減すべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。

9 平成二十五年八月一日から同年九月三十日までの間においては、第一条中、「別表の給料の表」とあるのは、「別表の給料の表及び附則第十二項」と、「百分の十を乗じて得た額」とあるのは、「百分の十を乗じて得た額及び同条例附則第十二項の規定により減すべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四号
特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第一条 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「百分の六十二」を、「百分の五十二」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を、「百分の三十八」に改め、同項第三号中「百分の二十八」を、「百分の二十四」に改め、同項第四号中「百分の十四」を、「百分の十二」に改める。

(山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)
第二条 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中、「百分の二十七」を、「百分の二十三」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五号
地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例
正する条例

地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例(昭和二十三年山梨県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第百条第一項」を、「(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第一項後段」に、「第百九条第五項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を、「第百十五条の二第二項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)」に、「第百九条第四項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を、「第百十五条の二第二項(同法第百九条第

五項において準用する場合を含む。」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六号

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山梨県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七号

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八号

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第九号

山梨県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心子ども基金条例（平成二十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に係る新たな業務を円滑に実施するための事業

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十号

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十一号

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十二号

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「次に掲げる事業」を削り、同項各号を削り、同条第二項を削る。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、附則第三項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十二年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とともに」の下に「介護を担う人材の確保を図り、併せて」を加える。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十五号

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

山梨県高校生修学支援等基金条例（平成二十一年山梨県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

（処分の特例等）

3 平成二十四年度及び平成二十五年度に限り、第六条中「ために」とあるのは、「ため又は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百号）による改正後の高等学校等就学支援金の支給限度額の上算に係る制度（附則第四項において「新制度」という。）の円滑な実施を図るために」とする。

4 新制度の円滑な実施を図るための事業に係る経理については、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

5 第六条の規定にかかわらず、前項の事業に係る経理については、平成二十六年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十六号

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表を次のように改める。

単位	基準額
利用時間一時間まで	一、〇四〇円

附則

この条例は、平成二十五年三月十五日から施行する。